

9 . 景観重要樹木の指定の方針

(法第8条第2項第4号)

法第8条第2項第4号に基づき、船橋市の景観上重要な樹木を景観重要樹木に指定し、地域の良好な景観形成に活かしていきます。

景観重要樹木は、道路その他の公共の場所から望見することのできる樹木のうち、以下のいずれかに該当するものを指定するものとします。

- ・地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木
- ・船橋市の自然や歴史・文化等の特性が表れた、特徴的な樹容や優れた樹姿を誇る樹木

景観重要樹木は、地域の景観上、アイストップやランドマークとなっているシンボリックな巨木、かつての街道筋や海岸線の名残を残す並木、地域の歴史を物語る樹木、御神木や社寺林、屋敷林などを指定することが考えられます。

また、船橋市では、これまでに「船橋市緑の保存と緑化の推進に関する条例（昭和48年船橋市条例第45号）」に基づき、「保存樹木等」を規定しています。さらに、それらのうち一定の基準を満たすものについて、所有者の同意を得て、または所有者の申請により、「指定樹木等」を指定しています。

指定樹木等については、所有者に対して、保全等に要する費用の一部が助成されますが、伐採等にあたり、市長への届出が必要となります。

そこで、こうした既存の取り組みとの連携を図りつつ、効果的に景観重要樹木の指定を進めていきます。なお、景観重要樹木として指定された場合、所有者等の適正な管理義務や現状変更に関する許可等が必要となります。